

所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

【算定条件】

- 1.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、（Ⅰ）は1回に連続する7日を（Ⅱ）は1回に連続する10日を限度とし、月1回算定するものであるもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないこと。
- 2.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- 4.肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 5.算定する場合にあっては、診断名および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 7.（Ⅱ）においては当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎・尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。

【令和 6 年度算定状況（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）】

所定疾患Ⅰ	算定日数											
	R6/4	R6/5	R6/6	R6/7	R6/8	R6/9	R6/10	R6/11	R6/12	R7/1	R7/2	R7/3
尿路感染	22	19	57	16	21	16	25	28	72		1	
肺炎										3		
带状疱疹												
蜂窩織炎						8		14				
心不全の増悪												

所定疾患Ⅱ												
	R6/4	R6/5	R6/6	R6/7	R6/8	R6/9	R6/10	R6/11	R6/12	R7/1	R7/2	R7/3
尿路感染		51		20	8	17	8	15	8	48	38	42
肺炎												
带状疱疹												
蜂窩織炎			8							3	4	
心不全の増悪												

【治療内容】

肺炎：血液検査、胸部レントゲン、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射（生食＋セフトリアキソン Na1g、生食＋ホスホマイシン 2g）、

内服（フロモックス、レボフロキサシン）、水分補給（点滴、経口補水）、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療

尿路感染症：血液検査、検尿、一般沈査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、内服（フロモックス、レボフロキサシン）、

水分補給（点滴、経口補水）など診察結果に基づいた必要な治療

带状疱疹：抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療

蜂窩織炎：抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療

慢性心不全の増悪：薬物療法・食事療法を中心とした必要な治療